○農林水産省告示第百八十九号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十一年十月一日から十二月三十一日までの期間に係る指定肉用子牛の平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十二年一月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、三六四、七〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二六〇、八〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一四五、二〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、八一、二〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二一八、二〇〇円

○農林水産省告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　長野県上田市別所温泉字嶽之尾八〇四のイ・飯田市上村九二二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、下伊那郡売木村二六五一の一〇七、二六五一の一一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字嶽之尾八〇四のイ・上村九二二の一・売木村二六五一の一一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに関係市役所及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡高森町山吹四三九七の四、四六〇六の二、四六〇七の二から四六〇七の四まで、四六〇八の一、四六〇八の五、四六一二の一、四六一二の二、四六一三、四六四一の一、諏訪郡下諏訪町字川久保一七八八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　長野県飯田市上村二一の二九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　長野県茅野市宮川字大入七一〇の八、七一〇の一二、字鳶ノ巣立野六七七の二、諏訪市大字中洲字瀧澤入八五九（次の図に示す部分に限る。）、字鳩ヶ峯八六〇の一、諏訪郡下諏訪町社字内山七九六三の一二四、七九六三の一二六、七九六三の丁のア、七九六三の丁のメ、七九六三の丁のキ、七九六三の丁のシ、七九六三の丁のユの一、七九六三の丁のユの二、七九六三の戊のノ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに関係市役所及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　長野県諏訪市大字中洲字女澤入一〇四七の一（次の図に示す部分に限る。）、字城峰一〇四八、一〇四九の一、一〇四九の二、一〇九三、一〇九五、一〇九六、一〇九七の一、一〇九八の一、字神武神一〇八七、一〇九二の一から一〇九二の四まで、一〇九四、一一〇九の一、一一〇九の二、一一一から一一一三まで、一一一六、一一一七の一、一一一八の一、一一一九から一一二一まで、字女沢一〇九九の一、一一〇〇から一一〇二まで、一一〇三の一、一一〇五の一、一一〇五の二、一一〇六の一、一一〇七の一、一一〇八の一から一一〇八の三まで、一一一五、字武居上り口一三九八、一四〇二、一四〇三の一、飯田市南信濃木沢三〇一の三（次の図に示す部分に限る。）、下伊那郡阿南町字東條一五五〇の二三六、一五五〇の三七六、字富草四三五一の一一三から四三五一の一一八まで、四三五一の一二〇から四三五一の一二三まで、字和合一一〇一の三、諏訪郡下諏訪町社字内山七九六三の三八五、七九六三の甲のラの一、七九六三の甲のウ、七九六三の甲のム

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆